

一般名処方を取り組みについて

現在、一部の医薬品について供給が不安定な状況が続いております。

当院では、患者さんに適切に医薬品を提供するために、処方箋には特定の医薬品名を記載するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行なう場合があります。

一般名処方を行なうことによって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

一般名処方に関して、ご不明な点等ございましたら当院職員までご相談ください。

～ 一般名処方とは ～

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分名」を処方箋に記載することです。有効成分を記載することで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。